

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和 7 年 5 月 1 日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
茨医 二五八一九	田村 冬湖	令和 七年 四月 一日
茨医 二五八二〇	山崎 大智	令和 七年 四月 一日
茨医 二五八二七	田中 健太郎	令和 七年 四月 七日
茨医 二五八二八	後藤 岳斗	令和 七年 四月 九日
茨医 二五八二九	井上 美波	令和 七年 四月 九日
茨医 二五八二九	正田 玲奈	令和 七年 四月 九日
茨医 二五八二九	寺門 正興	令和 七年 四月 九日
茨医 二五八二九	小蘭 修史	令和 七年 四月 九日
茨医 二五八二九	大野 友暉	令和 七年 四月 九日
茨医 二五八二九	内藤 桃花	令和 七年 四月 九日
茨医 二五八二九	森川 紗子	令和 七年 四月 九日
茨医 二五八二九	土居 文太郎	令和 七年 四月 九日
茨医 二五八二九	田村 希	令和 七年 四月 九日
茨医 二五八二九	金森 隆人	令和 七年 四月 九日
茨医 二五八二九	穂戸田 勇一	令和 七年 四月 九日
茨医 二五八二九	小野 恵実	令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八二九	江幡 匠	令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八二九	中野 瑛	令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八二九	日比野 太郎	令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八二九	森口 裕之	令和 七年 四月 十四日

登録の記号番号	氏	名	登録年月日
茨医 二五八四五	玉城 泰斗		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八四六	石川 智尋		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八四七	原口 理子		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八四八	鶴原 龍矢		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八四九	掛谷 魁		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八五〇	松葉 仁美		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八五一	尾崎 文哉		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八五二	鈴木 優伍		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八五三	美崎 悠人		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八五八	坂本 雄汰		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八五九	鎌倉 俊太郎		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八六〇	村田 明莉		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八六一	松岡 のはら		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八六二	大嶋 洸平		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八六三	姫野 友梨香		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八六四	浦野 友希		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八六五	大山 夏実		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八六六	小椋 萌		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八六七	関口 晶子		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八六八	玉元 克昌		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八六九	長崎 陸翔		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八七〇	三津山 柚樹		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八七一	守尾 文宏		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八七二	山田 遥菜		令和 七年 四月 十四日
茨医 二五八七三	石川 智大		令和 七年 四月 十四日

登録の記号番号	氏	名	登録年月日
茨医二五八七四	村上 朔人		令和七年四月十七日
茨医二五八七五	山崎 誠一郎		令和七年四月十七日
茨医二五八七六	水本 裕毅		令和七年四月二十一日
茨医二五八七七	大河内 望		令和七年四月二十一日
茨医二五八七八	寺本 ゆみ子		令和七年四月二十一日
茨医二五八九一	有馬 祥平		令和七年四月二十一日
茨医二五八九二	渡邊 拓実		令和七年四月二十一日
茨医二五八九三	沼田 亜理紗		令和七年四月二十一日
茨医二五八九四	新田 愛友奈		令和七年四月二十八日
茨医二五八九五	大越 萌子		令和七年四月二十八日
茨医二五八九六	駒 修吾		令和七年四月二十九日
茨医二五八九七	吉成 翔		令和七年四月二十九日
茨医二五八九六	令和 七年 四月二十一日	令和 七年 四月二十一日	令和七年四月二十一日
茨医二五八九七	令和 七年 四月二十二日	令和 七年 四月二十一日	令和七年四月二十一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和 7 年 5 月 1 日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
茨歯 五一四七	筒井 蒼耶	令和 七年 四月 一日
茨歯 五一四八	田崎 亜実	令和 七年 四月 十四日

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和 7 年 5 月 1 日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
茨薬 一二一九六	星野 雪乃	令和 七年 三月二十五日
茨薬 一二二〇〇	小野 瞳	令和 七年 四月 六日
茨薬 一二二〇一	野崎 はるか	令和 七年 四月 十日
茨薬 一二二〇二	矢口 久美子	令和 七年 三月二十六日
茨薬 一二二〇四	小池 瞳美	令和 七年 四月 十五日